

平成 24 年 10 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイヨシトラスト  
代 表 者 名 代表取締役社長 大穂 義弘  
(コード番号：3243 福証Q-Board)  
問 合 せ 先 管理本部長 中野 秀彦  
(TEL. 092-641-6333)

## 定款一部変更及び監査役 1 名選任並びに会計監査人選任に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」及び「監査役 1 名選任の件」並びに「会計監査人選任の件」を平成 24 年 11 月 28 日開催予定の第 37 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

併せて、同総会后「監査役会」の設置を行うことをお知らせいたします。

### 記

#### I. 定款一部変更の件

##### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しませんが、証券会員制法人福岡証券取引所の「企業行動規範に関する規則」を受け、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、監査役の定員を増員し、監査役会及び会計監査人に関する規定を新設するものであります。また、会計監査人が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款第 41 条(会計監査人の責任免除)の規定を新設するものであります。
- (2) 当社は、平成 24 年 3 月 1 日付で実施した株式分割及び単元株制度採用に伴い、単元未満株式についての権利に係る規定を新設するものであります。
- (3) 上記に伴う条数の繰下げ等所要の変更を行うものであります。

##### 2. 日程

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| 取締役会決議              | 平成 24 年 10 月 11 日(木) |
| 定款変更のための株主総会開催日(予定) | 平成 24 年 11 月 28 日(水) |
| 定款変更の効力発生日(予定)      | 平成 24 年 11 月 28 日(水) |

##### 3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款               | 変更案                 |
|--------------------|---------------------|
| 第 1 章 総則           | 第 1 章 総則            |
| 第 1 条～第 4 条 (条文省略) | 第 1 条～第 4 条 (現行どおり) |

| 現行定款  | 変更案  |
|---|--|
| <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第8条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>3</u>名以内とする。</p> <p>第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> | <p>(機関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第29条 (条数繰下げ)</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>第31条～第32条 (条数繰下げ)</p> <p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> |

| 現行定款            | 変更案  |
|-----------------|--|
| (新 設)           | <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>         |
| (新 設)           | <p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>  |
| 第32条～第33条（条文省略） | 第36条～第37条（条数繰下げ）   |
| (新 設)           | <u>第6章 会計監査人</u>   |
| (新 設)           | <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p><u>第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>  |
| (新 設)           | <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p><u>第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> |
| (新 設)           | <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>   |

| 現行定款   | 変更案  |
|--|--|
| <p>(新 設)</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (条文省略)</p> | <p><u>(会計監査人の責任免除)</u></p> <p>第<u>41</u>条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>42</u>条～第<u>45</u>条 (条数繰下げ)</p> |

## II. 監査役1名選任の件

当社は、議案「定款一部変更の件」が株主総会において承認可決されますと、監査役会設置会社となり、監査役が3名以上且つ社外監査役が半数以上必要となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)  | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------|--|------------|
| ごう はら はる ちか<br>郷原玄哉<br>(昭和48年7月20日生) | 平成14年10月 中央青山監査法人入所<br>平成16年9月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人<br>トーマツ)入所<br>平成20年8月 郷原玄哉公認会計士事務所開設<br>所長(現任) | —          |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 郷原玄哉氏は、社外監査役候補者であります。なお、当社は、郷原玄哉氏を証券会員制法人福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 郷原玄哉氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営全般に対し独立的な立場から助言・提案をいただくためであります。
4. 社外監査役候補者との責任限定契約について  
当社は、候補者郷原玄哉氏が社外監査役に選任された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

### Ⅲ. 会計監査人選任の件

当社は、議案「定款一部変更の件」が株主総会において承認可決されますと、会計監査人設置会社となりますので、会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

|     |                      |                                      |
|-----|----------------------|--------------------------------------|
| 名 称 | 有限責任監査法人トーマツ         |                                      |
| 事務所 | 主たる事務所の所在地           | 東京都港区芝浦4丁目13番23号 MS芝浦ビル              |
| 沿 革 | 昭和43年5月              | 等松・青木監査法人設立                          |
|     | 平成2年2月               | 監査法人トーマツに名称変更                        |
|     | 平成21年7月              | 有限責任監査法人への移行に伴い、法人名称を有限責任監査法人トーマツに変更 |
| 概 要 | 資本金                  | 724百万円（平成24年6月末現在）                   |
|     | 構成人員                 | （平成24年6月末現在）                         |
|     | 社員（公認会計士）            | 543名                                 |
|     | 特定社員                 | 82名                                  |
|     | 職員 公認会計士             | 2,119名                               |
|     | 公認会計士試験合格者等（会計士補を含む） | 1,573名                               |
|     | その他専門職               | 617名                                 |
|     | 事務職                  | 476名                                 |
|     | 合 計                  | 5,410名                               |
|     | 関与会社数                | 3,690社（平成23年9月末現在）                   |

以 上